

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務  
及び湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託  
プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

この要項は、湯沢町（以下「当町」という。）が「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務及び湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務」（以下「本業務」という。）の受託業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務及び湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 発注者

湯沢町

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (5) 見積限度額（消費税及び地方消費税含む）

見積りの上限額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）は、5,250,000円とし、各年度の内訳は以下のとおりとする。

（内訳）令和7年度 1,958,000円、令和8年度 3,292,000円

※契約保証金、入札保証金は免除とする。

### (6) 選定方法

公募型プロポーザル（プレゼンテーション及び書類審査による）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 参加申出書の提出期限までに、当町の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 当町及び他の地方公共団体から指名停止若しくは指名保留を受けていな

いこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号または第 6 号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

#### 4 実施日程（予定）

内容	期日
公告（募集開始）	令和 7 年 9 月 19 日（金）
質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 26 日（金） 正午
質問書に対する回答	令和 7 年 10 月 1 日（水）
参加申出書の提出期限	令和 7 年 10 月 6 日（月） 正午
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 10 月 9 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 11 月 5 日（水） 正午
書類審査（一次審査）	令和 7 年 11 月 12 日（水）
書類審査結果通知（4 社を超えた場合のみ）	令和 7 年 11 月 13 日（木）
プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 19 日（水）
審査結果の通知（優先交渉権者の発表）	令和 7 年 11 月 26 日（水）
業務委託契約の締結	令和 7 年 12 月上旬

#### 5 質問及び回答

本プロポーザル及び仕様書に関する質問は、以下のとおり質問書を提出すること。

##### (1) 提出書類

質問書（様式第 4 号）

##### (2) 提出期限

令和 7 年 9 月 26 日（金） 正午まで（必着）

##### (3) 提出方法

質問書に質問内容を簡潔かつ分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。その際の件名は「【介護計画策定】プロポ質問書（会社名）」とすること。電話等の口頭や F A X による質問は受け付けない。

送信先：kaigo@town.yuzawa.lg.jp

##### (4) 回答方法

令和 7 年 10 月 1 日（水）までに、湯沢町ホームページ上に掲載する。

## 6 参加申出

### (1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申出書（様式第1号）
- ・会社概要書（様式第2号）
- ・業務実施体制表（様式第3号）

### (2) 提出期限

令和7年10月6日（月）正午まで（必着）

### (3) 提出方法

書類提出先へ簡易書留郵便又は持参にて提出すること。ただし、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (4) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和7年10月9日（木）までに審査結果を担当者宛てに電子メールにて通知する。

## 7 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

項番	名称	様式	規格等
1	企画提案提出書	様式第5号	
2	業務実績書	様式第6号	・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務の受託実績
3	企画提案書	任意様式	・枚数制限なし
4	工程表	任意様式	・業務の工程が明確であること。 ・受注者が実施する業務と湯沢町が実施する業務とが明確に区別できるものであること。 ・A4サイズ1枚で作成すること。
5	公表用資料	任意様式	・概要版、議会説明資料としてのサンプルを提示する。 ・枚数制限はない。
6	参考見積書	任意様式	・年度ごとの見積額が分かるように記載すること。 ・積算内訳を可能な限り詳細に記載すること。 ・積算内訳は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

※フォントは見やすいものとし、11ポイント以上とする。

(2) 提出期限

令和7年11月5日(水)正午まで(必着)

(3) 提出方法

書類提出先へ簡易書留郵便又は持参にて提出すること。ただし、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出部数

上記(1)の順に並べたものを6部(正本1部、写し5部)提出すること。書類は基本的にA4サイズで作成し、図表等でA4サイズでは見えにくい場合にはA3サイズも可とする。ただし、その場合はA4サイズになるように折り込むこと。

## 8 選定方法

受託事業者の選定については、以下のとおりとする。

- (1) 別表「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務及び湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル評価基準」に基づき、審査委員会において提出された書類及びプレゼンテーションの内容の採点を行う。なお、参加申出者が4社を超えた場合、書類審査を一次審査として上位4社に絞り込むこととする。
- (2) プレゼンテーションの実施は、以下のとおりとする。
  - ・日時：令和7年11月19日(水)
  - ・会場：新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地  
湯沢町役場本庁舎3階大会議室(控室は3階第3会議室)  
※総合福祉センターではないので、注意すること。
  - ・発表の順番は、当町が企画提案書を受け付けた順番とし、企画提案書の受付締切後に、各提案者の発表の順番と開始予定時刻を担当者宛に電子メールにて通知する。
  - ・発表時間は1提案者につき15分以内とし、発表後に5分程度の質疑応答を行う。
  - ・プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル)、電源コードのみ当町が準備する。
- (3) 採点の合計が最高点である提案者を第一優先交渉権者とし、次点を第二優先交渉権者として選定する。
- (4) 第一優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、又は失格事項が判明した場合は、第二優先交渉権者と契約協議を行う。
- (5) 提案者が一者であった場合においても審査を行い、仕様書等を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者として選定する。

## 9 優先交渉権者の公表及び契約手続き

- (1) 優先交渉権者公表予定日 令和7年11月26日(水)
- (2) 公表の方法 湯沢町ホームページ上に掲載する。
- (3) 優先交渉権者選定の審査に関して、異議申立ては受け付けないものとする。
- (4) 優先交渉権者選定の審査の経緯及び結果についての審査請求は受け付けないものとする。
- (5) 業務遂行にあたっては、当町は企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 優先交渉権者を随意契約の見積徴取の相手方とし、本業務の委託契約を締結する。
- (7) 委託契約の締結日は、令和7年12月上旬を予定している。
- (8) 委託料の支払は、仕様書に定めた各年度の業務履行を確認し、検査に合格した後に支払うものとする。
- (9) 委託業務の全部又は大部分を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部について、町に対して再委託の承認申請を行い、承認された場合はこの限りではない。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出資料が本要項の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 各年度の見積額が見積上限額を超えている場合
- (4) 虚偽の内容が記述されている場合
- (5) その他本要項に違反すると認められた場合
- (6) 選考委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

## 11 その他

- (1) 提出された提案書等の書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的に使用しない。
- (2) 本プロポーザルに関する提案書等の作成、提出、その他応募に関する全ての費用は参加者の負担とし、本委託業務の対象経費に含まない。
- (3) 提出された書類の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (4) 本要項及び仕様書に定めのない事項について周知が必要な場合は、当町ホームページ上に記載する

12 問合せ及び書類の提出先

住所 〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1  
湯沢町総合福祉センター内

担当 健康福祉部 福祉介護課 介護保険係 担当者：笛木

電話 025-784-4560 (直通)

FAX 025-784-4536

Mail [kaigo@town.yuzawa.lg.jp](mailto:kaigo@town.yuzawa.lg.jp)